



Index

1. 2014年の総括と今後の抱負
 2. 判例解説①
『特許法 102 条 2 項により推定された損害額の覆滅』
 3. 判例解説②
『医薬品の成分を対象とする特許における薬事法の承認に係る特許発明の実施の範囲』
 4. 最近の出来事
- 活動

1. 2014年の総括と今後の抱負

私は、この1年、アソシエイト弁護士として様々な案件に従事してきました。スタートアップ企業の新規サービススキームの設計から、日本を代表する企業の特許ライセンス交渉まで、その業務は多種多様です。このような多様な業務に関与できたこの1年は、私にとって非常に有意義な時間でした。色々な立場から技術法務、IT法務に関与することができ、見識が深まったと自負しております。

ところで、当事務所は今年、設立10周年という節目の年でした。今後は、新たなステージに突入したこの事務所において、上記のような経験を活かして存在感を発揮し、当事務所の更なる発展に貢献したいと考えています。

そして、そのことが、当事務所として、お客様により上質なリーガルサービスを提供することに繋がると考えております。

今後とも、当事務所をよろしくお願い致します。

弁護士 高瀬 匡富

2. 判例解説①

『特許法 102 条 2 項により推定された損害額の覆滅』

知的財産高等裁判所平成 26 年 9 月 11 日第 3 部判決(平成 26 年(ネ)第 10022 号)

原審・東京地方裁判所平成 26 年 1 月 30 日民事第 46 部判決(平成 21 年(ワ)第 32515 号)

1 はじめに

本判決は、特許権侵害の損害賠償請求事件である。第 1 審は、特許権者が当該特許権にかかる発明を自己実施しない場合に 102 条 2 項の推定規定の適用を認め、侵害者が得た利益の 75%

の割合で推定を覆滅した。これに対し、本判決は推定の覆滅の割合を 65%に変更した。

2 時案の概要

原告X(株式会社クローバー・ネットワーク・コム)が、被告Y(株式会社ジントック)による装置(以下「Y装置」という。)の製造及び使用が、Xの有する下記特許権(特許第 38998284 号。以下「本件特許権」という。)の侵害に当たると主張して、Yに対し、特許法 100 条 1 項及び 2 項に基づき、Y装置の製造及び使用の差止め並びに廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく平成 19 年 8 月 17 日から平成 21 年 月 31 日までの間の損害賠償金のうち 5 億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。

番号 特許第 3998284 号

発明の名称 「電話番号情報の自動作製装置」

出願年月日 平成 8 年 10 月 9 日

登録年月日 平成 19 年 8 月 17 日

第 1 審は、不法行為に基づく損害賠償金 2748 万 5556 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命ずる範囲で請求を認容した(Yが途中で対象装置につき設計変更をしたことにより、差止めと廃棄の請求は棄却された。)

裁判所は、Y装置のうち装置 2~4 は本件発明(本件特許の請求項 1 に記載された発明のこと)の技術的範囲に属するとしたのに対し、装置 1、5 及び 6 は、文言上本件発明の技術的範囲に属せず、均等のものともいえないとした。

Xの損害額については、「特許法 102 条 2 項は特許権者における損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であるから、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合にはその適用が認められ、特許権者が特許に係る発明を実施していないことは、その適用を排除する理由にはならないと解される。」と判示して、102 条 2 項の適用を肯定した。

そして、装置 2~4 にかかるYの売上高は合計 2 億 7530 万 2800 円であり、そこから外注費、拠点費用、通信料、消耗品費等、営業人件費、営業交通費、販売促進費及び個別原価は侵害行

為による利益を得るために追加的に要した費用であるとして、全額を控除すべきとした。また、開発人件費もその 32～40%の範囲で控除すべきであるとした。以上から装置 2～4 の製造及び使用による利益は合計 9994 万 2225 円であるとした。

その上で、第 1 審裁判所は、特許法 102 条 2 項により損害の額を算定するにあたり、Y が得た利益のうち本件発明の実施以外の要因により生じたと認められる部分があるときは、同項による推定を一部覆滅する事情があるとして、その分を損害額から減ずることが相当であるとした。推定を覆滅する事情について、① Y は利益を得るために Y の保有する 3 件の特許権に係る特許発明を実施していること、② 本件発明と同様の代替的な方法があることに照らすと、本件発明の技術的意義はさほど高くなく、Y の得た利益に対する本件特許の寄与は限定的なものであり、③ 特許権侵害期間の Y の顧客のうち 6 割以上 (55 社のうち 35 社) は本件特許権の特許登録前からの Y の顧客であること、④ X の事業や Y 事業と同種のサービスが多数存在していることなどの一切の事情によれば、損害の推定を覆滅する事情があると認められ、その割合は 75% であると評価するのが相当であるとした。そして、特許法 102 条 2 項に基づいて算定される損害額は、9994 万 2225 円に 25% を乗じた 2498 万 5556 円であり、X がこれを上回る損害を被ったことを認めるに足りる証拠はないと判示した。

これを不服として X、Y の双方がそれぞれ敗訴部分につき控訴した。

なお、X はその事業において本件発明を実施していなかったが、第 1 審はそのことと特許法 102 条 2 項の関係に言及しなかった。

3 争点

本件の争点は下記の通りであるが、本稿では紙幅の関係から (4) の損害賠償に絞って検討する。

- (1) 平成 19 年 8 月 17 日から平成 21 年 8 月 31 日までの Y 装置 (以下「損害賠償対象装置」という。) の構成
- (2) 損害賠償対象装置が本件発明の技術的範囲に属するか
- (3) 差止め及び廃棄の可否
- (4) Y が賠償すべき X の損害額
 - ・ 特許法 102 条 2 項の規定の適用の可否
 - ・ 損害額の算定
 - ・ 被告が得た利益額
 - ・ 推定の覆滅事由及び本件発明の寄与度

4 判旨

控訴審である知財高裁は、基本的に第 1 審の結論を支持し、

原判決に部分的に補正する他は原判決のとおりとした。ただし、Y の利益が X の損害額であるとの推定を一部覆滅する事情につき、その割合は 65% と認定した (第 1 審は 75%)。

知財高裁が、Y が賠償すべき X の損害額の争点について原判決を補正した部分は次の通りである。

「イ 特許法 102 条 2 項は、特許権者における損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であるが、損害の発生的事实を推定するものではないから、同規定を適用するためには、特許権者において損害発生的事实が認められることが必要であるところ、同規定が置かれた趣旨に照らすと、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在することをもって、損害発生的事实があるものとして、同規定の適用が認められるものと解される。

そこで検討すると、X は、電話番号の調査を必要とする顧客に対し、X 装置を使用して蓄積された電話番号の利用状況履歴データベースを提供しているが、X 装置は電話番号の一部を調査対象から除外するものであるから、それ自体は構成要件 A を構成要素とする本件発明の実施品には当たらないとしても、本件発明の実施品を使用したサービスと競合するサービスの提供をしているものであること、Y は本件発明を実施して顧客にサービスを提供していること、X と Y とは市場において同種の事業を行っており、取引先も競合していることなどの事情を勘案すると、X によるサービスの提供が本件発明を実施して得られたデータに基づかないものであるとしても、本件において、X には、侵害者による侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情があるものと認めるのが相当である。」

「特許法 102 条 2 項の規定により損害の額を算定するに当たっては、Y が得た利益のうち当該特許発明の実施以外の要因により生じたものと認められる部分があるときは、同項による推定を一部覆滅する事情があるものとして、その分の額を損害の額から減ずるのが相当である。」

これを本件についてみると、Y の侵害の態様は前記・・・で認定したとおりであるが、Y は本件特許の登録前から同種サービスを提供しており (略)、Y 装置 1 は本件特許を侵害するものではなかったこと (略)、Y は保有する 3 件の特許権に係る特許発明を実施しており、その提供するサービスについて、能率と費用の面でより効果的なものとしていること (略)、本件発明と同様の調査データを取得し得る方法として、本件特許の侵害とならない方法によることが困難なものとは認められないこと (略) などからすると、本件発明の技術的意義はさほど高いものではなく、Y 事業による利益に対する本件特許の寄与は、相当限定的な範囲にとどまるものと認めるのが相当である。

加えて、特許権侵害期間におけるYの顧客 55 社のうち 35 社 (約 63%)が本件特許権の特許登録前からの顧客であり、また、固定電話分の売上げの約 8 割がこれらの顧客によるものであるところ(略)、Yによる本件発明の実施の影響が新規顧客のみに限定されるものではないとしても、本件発明の実施に対応して需要者が何らかの具体的な選択をしたことをうかがわせるような証拠もないことに照らすと、上記の顧客の状況については、Y事業の利益に対する本件発明の寄与を更に限定する要素と認めざるを得ない。

Xは、寄与割合を判断するに当たっては、需要者の選択購入の動機が基軸的な要素として重視されるべきであると主張するが、上記のとおり、その主張を認めるに足りる証拠はなく、本件においては、Xの上記主張は採用することができない。

また、本件においては、市場に同種のサービスを提供する業者の存在が認められる(略)。しかし、定期的に行った電話番号の利用状況の調査データと特定の電話番号を照合することにより利用状況を調査するサービスに関しては、XとYのほかにサービスを提供する業者は、ほとんど見当たらないこと(略)からすると、上記の点は、推定を覆滅する要素として重視することはできない。

以上の各事情に加え、X及びYの主張に照らし、本件の証拠上認められる一切の事情について検討すると、上記Yの利益が特許権侵害によるXの損害額であるとの推定を一部覆滅する事情があると認められ、その割合は 65%と認めるのが相当である。

そうすると、特許法 102 条 2 項の規定に基づいて算定される損害額は・・・利益額 9994 万 2225 円に 35%を乗じた 3497 万 9779 円となり、Xがこれを上回る損害を被ったことを認めるに足りる証拠はない。」

5 考察

特許法 102 条 2 項は「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。」と規定する。

知財高等裁判所平成 25 年 2 月 1 日判決(ごみ貯蔵機器(大合議)事件判決)は、特許法 102 条 2 項の趣旨について「民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならぬところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当

な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。」としている。

従来、102 条 2 項の適用の前提として、特許権者において自ら実施していることが必要であるか否かについて議論があったが、ごみ貯蔵機器(大合議)事件判決は「特許法 102 条 2 項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。」と判示した。本判決はこの大合議判決に続き、特許権者が自ら特許発明を実施していない場合に、102 条 2 項の適用を認めた裁判例である。

ところで、実務上は特許権者と侵害者のどちらに立証責任があるかは極めて重要である。訴訟において求められる立証の程度は本証であることを要するため(裁判官に事実が存在することの確信を抱かせることが必要)、推定を受けると、その覆滅は本来容易ではない。従前は、102 条 2 項の適用を肯定する判決と否定する判決に分かれており、特許権者が自ら実施していない場合には適用を否定する判決も出ていた(その上で覆滅を簡単には認めないためオール・オア・ナッシング的な解決がされがちであった。)。これに対し、特許権者が自ら実施していない場合でも 102 条 2 項の適用を認めることが前提となると、事案によっては侵害者が得た利益と特許権者の逸失利益の対応関係が認めにくくなるため、覆滅を広く認めていくことが必要となる。

ただし、覆滅を広く認めるようになると、102 条 2 項が立証責任の転換を通じて有するもとの実質的な意味、すなわち当事者間の公平(主に権利者側の救済)が失われかねない。本判決では 65%の覆滅を認めている(一番は 75%)が、あまりに賠償額を減額しすぎると侵害行為への抑制効果すら失うおそれがあることに注意を要する。

第 1 審と控訴審で、判断の基礎となる事実関係がほとんど異ならないにもかかわらず、覆滅割合に 10%の差が生じた点も気にかかる。田村教授は、「もともと、102 条 2 項に対しては、特許発明による利益は実施者や実施の仕方によって大幅に異なるものだから、経験則の問題として、侵害者の利益額をもって権利者の逸失利益としての損害額と推定することには無理があることが指摘されている。このように規定の合理性が見えないということは、逆にいったん推定してしまうと、どのように推定を覆していくのか、推定の覆滅過程を規律する合理的指針を欠くということをも意味している。」と指摘されているが(田村善之「侵害による利益を損害額と推定する特許法 102 条 2 項の適用の要件と推定の覆滅の可否」知財管理 63 卷 7 号 1118 頁)、たしかに第 1 審と控訴審とで割合が異なった理由は判旨から明確ではない。

本判決は、102条2項の適用がある場合に、覆滅事由としてどのような事情が考慮されるかにつき実務上参考になる裁判例である。

(文責) 弁護士 山口建章

3. 判例解説②

『医薬品の成分を対象とする特許における薬事法の承認に係る特許発明の実施の範囲』

知的財産高等裁判所平成26年9月25日判決(平成25年(行ケ)第10326号事件 第3部(石井裁判長))

1 本判決のポイント

特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由:「その特許発明の実施に第67条2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき」に関し、

- 先行する処分と後行する処分がある場合、両処分の効能・効果が重複しているとき、後行処分は「受けることが必要であつたとは認められない」点
- 医薬品の注意書きに記載された効果・効能は、「その特許発明の実施に第67条2項の政令で定める処分」性の判断に影響を与えない点

がポイントである。

理由に関し、薬事法14条1項又は9項に基づく承認を受けることによって禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲は、効能又は効果によって特定される医薬品の製造販売等の行為であると解するのが相当であるとした点がポイントである。

2 事案の概要

原告は、厚生労働大臣から、販売名「イレッサ」という肺癌に対する癌剤の医薬品輸入承認(以下「本件先行処分」という。)を受けた。

原告は、原告保有に係る特許¹(以下「本件特許」という。)に係る発明の実施に特許法67条2項の政令で定める処分(本件先行処分)を受けることが必要であつたとして、本件特許につき存続期間の延長登録出願を行ったところ、延長登録がなされた。

その後、原告は、同大臣から医薬品製造販売の承認事項の一部変更処分(以下「本件処分」という。)を受けたため、本件処分を受ける必要があつたとして、本件特許につき存続期間の延長登録出願を行った。しかしながら、原告は、拒絶査定を受けたた

め、これに対する不服の審判を請求したが、請求は成り立たない旨の審決を受けた。本件訴訟は、当該審決の取消しを求めたものである。

本件先行処分と本件処分との相違点は、「効能又は効果」に係る部分である。すなわち、本件先行処分の効能又は効果が「手術不能又は再発非小細胞肺癌」であるのに対し、本件処分の効能又は効果は、これが変更され、「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌」であつた。

3 争点

(1) 争点の概要

本件処分について、「本件先行処分を受けたことによって既に禁止が解除されている」と評価判断することができるか。仮に、そのように評価判断することができる場合、本件処分を受けたことが特許法67条の3第1項1号の「その特許発明の実施に第67条2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。」の拒絶要件に該当するため、問題となった。

(2) 争点の詳細

本件先行処分の効能又は効果が「手術不能又は再発非小細胞肺癌」であるところ、本件処分では、「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌」とされている。単純に文言を比較すると、本件処分は、本件先行処分に「EGFR遺伝子変異陽性の」との限定が付されただけであるから、本件先行処分によって既に禁止が解除されていたと評価することもできる。審決もかかる考え方に沿って、本件先行処分の承認書の「効能又は効果」欄の記載に基づいて、本件先行処分の「用途に該当する事項」は「手術不能・再発非小細胞肺癌」であり、本件処分の「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能・再発非小細胞肺癌」を包含すると認定し、特許法67条の3第1項1号に該当するとした。

これに対して、原告は、次のように述べて争った。すなわち、以下「ア」及び「イ」で述べるとおり、本件先行処分の効能・効果は「化学療法既治療の手術不能・再発非小細胞肺癌」であるから、本件医薬品は、化学療法未治療のファーストライン療法として使用できず、化学療法既治療のセカンドライン以降の治療法としてのみ使用することができるものである。にもかかわらず、審決は、本件先行処分における「用途に該当する事項」の認定判断を誤り、ファーストライン療法への使用を除外しないものと解したものであつて、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。

¹ 特許第2994165号
発明の名称:「キナゾリン誘導体、その製法及び該キナゾリン誘導体を含む抗がん作用を得るための医薬調剤」。

ア 本件先行処分に係る事実経過

本件先行処分²における「効能又は効果」は「手術不能又は再発非小細胞肺癌」とされていたところ、当該処分を受ける際に、医薬品輸入承認申請の審査を行った医薬品医療機器審査センター（以下「センター」という。）とのやり取りにおいて、原告は、センターから申請資料からは、「化学療法既治療の手術不能非小細胞肺癌」のように対象を絞るべきではないかと尋ねられ、これに対して「使用上の注意として『〇〇に対する有効性及び安全性は確立されていない』のように制限を設けることで対処可能である」旨及び「従来の抗癌剤による化学療法には適さない患者に対しても有用であると考えられるが、効能・効果を『化学療法既治療例』と限定することにより、これらの患者が本件医薬品による治療の機会を失う」旨回答した。

当該回答を踏まえ、センターは、最終的に、「効能・効果につき、申請時の『非小細胞肺癌』を『(本文ママ)非小細胞肺癌(手術不能又は再発例)』と改訂し、『本薬の化学療法未治療例における有効性及び安全性は確立していない。』旨の効能・効果に関連する使用上の注意(本件注意)を付した上で、本件医薬品の品目を承認しても差し支えないと判断した。最終的に、効能・効果をより明確にした形で「手術不能又は再発非小細胞肺癌」とされた。なお、同承認には、承認条件が付されているが、そこには本件注意に関する記載はない

一方で、本件医薬品の添付文書³には、<効能・効果に関連する使用上の注意>として本件注意が記載された。

イ 本件処分に係る事実経過

その後、原告は、厚生労働大臣に対し、本件先行処分による本件医薬品の効能・効果を「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌」と変更することを内容とする本件医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請をしたところ、センターによる審査の結果、当該一部変更を承認しても差し支えないとされるとともに、これに伴い、本件医薬品の添付文書から本件注意の記載を削除することが適切であると判断され、本件処分が下された。

本件処分は、本件先行処分において承認された本件医薬品の効能又は効果を、「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌」と変更することを変更内容とする、薬事法14条9項に基づく、医薬品製造販売承認事項一部変更

承認である。本件処分に伴い、本件医薬品の添付文書の効能・効果に関する記載も改められた。

4 争点に対する裁判所の判断

本件先行処分と本件処分の各承認に係る内容を比較してみると、本件処分における本件医薬品の上記効能又は効果は、本件先行処分において承認された本件医薬品のそれ、すなわち、「手術不能又は再発非小細胞肺癌」の範囲を限定したものという関係に立つものと認められる。そうすると、本件処分において禁止が解除された範囲は、本件先行処分の禁止の解除の範囲に包含されるものということになる。

すなわち、本件先行処分は、EGFR遺伝子変異陽性か陰性か、ないしは、化学療法未治療例か化学療法既治療例かを問うものではないから、本件処分の「EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌」との効能又は効果によって特定される使用方法による本件医薬品の使用行為、及び上記使用方法で使用されることを前提とした本件医薬品の製造販売等の行為の禁止は、本件先行処分によって既に解除されていたものというほかない。

そうすると、本件処分については、「本件先行処分を受けたことによって既に禁止が解除されている」と評価判断することができるものであるから、本件処分を受けたことは、特許法67条の3第1項1号の「その特許発明の実施に第67条2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。」の拒絶要件に該当するものというべきである

(中略)

本件注意の(筆者注:添付文書への)記載は、「本薬の化学療法未治療例における有効性及び安全性は確立していない。」というものであって、その文言に照らしてみても、飽くまでも本件医薬品の効能・効果に関連した使用上の「注意」にすぎず、化学療法未治療例に対しては記載された効能・効果がない旨を表示し、あるいは使用を制限する趣旨の記載とは認められない。

5 解説

本件において対象となった医薬品は、社会問題となったイレッサに関するものである。

医薬品等の場合、製造や販売を行うためには、実効性の確認や安全性確保等の目的により薬事法に基づく製造承認等の許認可が必要であり、当該許認可を得るまでの間、特許発明を独占的に実施できない。この間、特許権の存続期間が進行してしまつたため、特許権の存続期間が浸食されてしまう。そこで、特許法67条の2は「法律の規定による許可その他の処分であつて・・・

²平成14年法律第96号による改正前の薬事法の規定に基づくものであり、同改正に係る法律附則8条5項の規定により、同法律による改正後の薬事法14条の規定による承認を受けたものとみなされる。

³薬事法第52条

政令で定めるもの⁴)を受けることが必要であった場合には、延長登録を認め、この不都合を解消している。他方、特許法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号⁵において特許発明の実施に必要なない処分である場合、延長登録出願は拒絶される。

先述のとおり、本件では、本件処分が、本件先行処分によって既に禁止が解除されている行為を対象としたものであって、「特許発明の実施に必要なない処分」であったかが争点となった。この点、裁判所は、本件処分が禁止が解除された範囲が本件先行処分の禁止の解除の範囲に包含されるため、本件処分が「特許発明の実施に必要なない処分」であると判断した。

また、本件先行処分の承認条件であった本件注意(「本薬の化学療法未治療例における有効性及び安全性は確立していない。」)が「特許発明の実施に必要なない処分」性の有無の判断に影響を与えないと判断した⁶。

医薬品の製造承認実務では、できるだけ広い効能・効果を保証しようと試みるのが一般的である。原告も、本件先行処分にあたり、当局とのやり取りの中で、効能・効果に「化学療法既治療例の」という限定を付さないように試み、これに成功している。しかしながら、結果的には、本件先行処分の効能・効果が広すぎたことが起因して本件処分が本件先行処分に含まれるものであると判断されてしまった。

本件判断を踏まえると、広い範囲の効能・効果で医薬品の製造等の承認を取ることのリスクも十分に考慮する必要があるということになる。実務的には、当局とのやり取りの中で当該効能・効果を変更する可能性を見極めることがポイントとなると思われる。

(文責) 弁護士 宅間仁志

4. 最近の出来事

>>>> LBI in サンディエゴ

9月13日から14日にかけて、LawExchange International (LEI: 日本, アジア, オセアニア, アメリカ, ヨーロッパの中規模クラスの法律事務所(各国1事務所が原則)間の連携を図る組織)の会合に出席して参りました。

(参加者:内田弁護士, 鮫島弁護士, 和田弁護士)

>>>> GRUR in ドイツ

9月24日から27日にかけて、ドイツのデュッセルドルフで開催されたGRUR(The German Association for the Protection of Intellectual Property)の年次総会に参加しました。

(参加者:高瀬弁護士, 溝田弁護士)

>>>> 歓迎会(10/1)

10/1から入所致しました,秘書の下田さんの歓迎会を虎ノ門ヒルズにて開催いたしました。



⁴ 特許法施行令 3 条に薬事法に係る処分が定められている。

⁵ その特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき。

⁶ 本判決はなお書きにおいて、「承認を受けることによって禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲は、薬事法 14 条 2 項 3 号(平成 14 年法律第 96 号による改正前の薬事法においては、同法 14 条 2 項)が定める審査事項のうち、成分、分量、用法、用量、効能、効果によって特定される医薬品の製造販売等の行為であると解するのが相当である」と述べ、本件では審査対象とならなかった、成分、分量、用法、用量についても、本件と同様である旨判示しており、この点も注目される。

活動

- 【高見憲弁護士】日本弁理士会関東支部主催の研修会「知財訴訟の基本的な考え方」にて講師をいたします。(12/3)
- 【鮫島・高瀬・溝田弁護士】一般財団法人 経済産業調査会主催の研修会「事業競争力に資するノウハウ化の勘どころと落とし穴」にて講師をいたしました。(10/31)
- 【溝田宗司弁護士】「週刊ダイヤモンド」(発行元:ダイヤモンド社)2014年11月1日号の『日本の中小企業が訴えたアップルの“横暴”の内幕』にコメント記事が掲載されました。(10/27 発行)
- 【鮫島正洋弁護士】経営調査研究会主催の「技術法務のススメとノウハウ」にて講演をいたしました。(10/17)
- 【鮫島・高瀬弁護士】知的財産教育協会主催の「トレードシークレット・マネージャー養成講座 [第1期]」にて講師をいたしました。(10/15)
- 【伊藤雅浩弁護士】「旬刊経理情報」(発行元:中央経済社)2014年10月10日号に『責任限定・料金改定・契約期間・更新条件～システム保守・運用契約の見直しと交渉のポイント～』を執筆いたしました。
- 【溝田宗司弁護士】「特許ニュース」(発行元:一般財団法人経済産業調査会)10月10日号に『損害論 -技術的意義と寄与度-』の論文を執筆いたしました。
- 【和田祐造弁護士】「週刊ダイヤモンド」(発行元:ダイヤモンド社)2014年10月11日号に『民法大改正 サラリーマンが知っておくべき法律知識』のコメント記事を執筆いたしました。(10/6 発行)
- 【伊藤雅浩弁護士】「Law & Technology」(発行元:民事法研究会)第65号に『システム開発契約の新たな課題～システム開発ベンダが負うべきプロジェクトマネジメント義務の内容～』を執筆いたしました。(10/1 発行)
- 【伊藤雅浩弁護士】「日経パソコン」(発行元:日経BP社)2014年9月22日号に『ニュースでわかる IT 法律相談所～LINE でのやり取りは中身を監視されている?～』のコメント記事を執筆いたしました。
- 【高瀬亜富弁護士】「ビジネスロー・ジャーナル」(発行元:レクシスネクシス・ジャパン)11月号に『極めて簡素な知的財産権侵害警告書』を執筆いたしました。(9/20 発行)
- 【和田祐造弁護士】ヤフーニュース(弁護士ドットコム)に『社員が発明した「特許」は無条件に会社のもの?朝日と日経「報道のズレ」をどうみるか』のコメント記事が掲載されました。(9/19)
- 【柳下彰彦弁護士】AIU 損害保険株式会社主催の「中堅企業の為の海外進出リスクマネジメントセミナー」にて講師をいたしました。(9/12)
- 【書籍】6月に出版いたしました「技術法務のススメ」が、Amazonのビジネス法入門のベストセラーに上位ランクインいたしました。(9/5)
- 【鮫島正洋弁護士】日本弁理士会 一般社団法人中小企業診断協会 協定締結記念の「土業間連携知財コンサルフォーラム」にて講演をいたしました。(9/1)
- 【鮫島正洋弁護士】株式会社インディペンデントクラブ主催の「中小・ベンチャー企業のための知財戦略入門」にて基調講演をいたしました。(8/28)
- 【伊藤雅浩弁護士】「日経パソコン」(日経BP社)2014年8月11日号に『ニュースでわかる IT 法律相談所「ヤフーの閲覧履歴がCCCに知られるのを拒否したい」』のコメント記事を執筆いたしました。
- 【高瀬亜富弁護士】『不正競争防止法コメンタール<改訂版>』(発行元:レクシスネクシス・ジャパン)に執筆いたしました。(共著) (8/10 発行)
- 【伊藤雅浩弁護士】弁護士ドットコム トピックスに『LINE の「トーク」を運営会社は監視できない?憲法が保障する「通信の秘密」の意味』のコメント記事が掲載されました。(8/10)
- 【伊藤雅浩弁護士】一般社団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC) ADR のソフトウェア紛争解決センター「仲裁人・中立評価・単独判定・あっせん人候補者名簿」に登載されました。(8/8)
- 【内田公志弁護士】ヤフーニュース(弁護士ドットコム)に『ネット上に残された「死者」の秘密データ——家族が受け継ぐのか?』のコメント記事が掲載されました。(7/31)

「技術法務で、日本の競争力に貢献する」

それが我々の存在意義です。

内田・鯨島法律事務所 (USLF) は、知財法務を含む技術系企業のための企業法務の専門家グループです。IT, エレクトロニクス, 材料工学などのテクノロジーに関する専門知識だけでなく、知財実務・IT 実務・ファイナンス法務など多岐にわたる法務経験を兼ね備えた弁護士が、「技術」の本質的理解を基に法律論にとどまらないビジネス的な見地からのアドバイスをいたします。知財系, IT 系の法律問題は、私たちにお任せください。



〒105-0003 東京都港区西新橋 1-20-3 虎ノ門法曹ビル 701

03-5511-6211 (代表) 03-5511-6220 (FAX) <http://www.uslf.jp/>

USLF